

2021年6月11日

各位

足利小山信用金庫

新型コロナウイルスワクチン接種時の特別休暇付与について

足利小山信用金庫(理事長 富田 隆)は、2021年6月1日(火)より、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する職員が円滑かつ安心して接種が受けられる職場づくりを目的に全職員を対象に、下記のとおり、「特別休暇」を付与する制度を導入することといたしましたのでお知らせいたします。

当庫では、今回の取組みを通じて、さらなる新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、当金庫のSDGs宣言に掲げる地域社会への貢献の一環として、今後もお客さまの利便性の向上とSDGsが目指す持続可能な社会の実現、地域経済の発展に取り組んでまいります。

記

1. 運用期間

2021年6月1日(火)から2022年2月末予定

※政府の定める接種期限に準じて変更の可能性あり

2. 対象者

全職員(嘱託職員、パート職員を含む)

3. 休暇の取扱い

特別休暇 *有給扱いの休暇

4. 付与日数

本人の接種1回につき1日(半日単位)の特別休暇を付与します。

5. 適用範囲

(1) 接種日当日、接種後に体調が悪化した場合

(2) 接種翌日以降、副反応が発生した場合

6. その他

(1) 勤務時間内に接種を受けた場合は「勤務扱い」とします。

(2) 家族のワクチン接種する際の付添や副反応の看病等についても「私傷病休暇(積立有給休暇)」取得事由として認めます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

足利小山信用金庫 総務部人事研修グループ TEL:0284-21-2627